

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和7年度 予算額	都市計画税 充当額 (予算額)	事業に対する 充当率 (予算額)
都市計画税 (歳入)	610,150		
都市計画事業 (歳出)	815,809	610,150	74.8%
7款 土木費	732,351	547,731	74.8%
4項 都市計画費	732,351	547,731	74.8%
6目 公共下水道費	732,351	547,731	74.8%
下水道事業会計負担金	633,474	473,780	74.8%
下水道事業会計出資金	98,877	73,951	74.8%
10款 公債費	83,458	62,419	74.8%
1項 公債費	83,458	62,419	74.8%
1目 元金	80,521	60,222	74.8%
市債償還元金	80,521	60,222	74.8%
2目 利子	2,937	2,197	74.8%
市債償還利子	2,937	2,197	74.8%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。